

厚生常任委員会

令和6年3月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

宮崎 和彦

中川 議長

○小城 世督

濱 真理子

横田 敏文

奥村 容子

2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三

総 務 部 長 西巻 昭男 住 民 生 活 部 長 栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長 北 典子 福 祉 課 長 中原 潤

同 課 長 補 佐 羽根田久枝 同 課 長 補 佐 細川 友希

子 育 て 支 援 課 長 中尾 歩美 健 康 対 策 課 長 補 佐 徳田 貴世

国 保 医 療 課 長 猪川 恭弘 環 境 対 策 課 長 東浦 寿也

同 課 長 補 佐 乾 裕貴 住 民 課 長 峯川 敏明

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、濱委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、付託議案（1）の議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容についてご説明を申しあげます。

議案書末尾の条例（要旨）をご覧いただきたいと思ひます。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、本要旨をもちまして説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願ひを申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の県単

位化に伴いまして、令和6年度より国民健康保険税率を奈良県内で統一することから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改定内容につきましては、去る2月5日に開催いたしました国民健康保険運営協議会におきまして「国民健康保険税の適正な税率等について」ということでの答申に基づくものでございます。

をれでは、1. 改正内容の、(1) 税率の改定であります。

表の一番上の区分、基礎課税額であります。所得割額では7.62%を7.64%に、均等割額では26,800円を27,600円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、世帯別平等割額でございます。「特定世帯・特定継続世帯以外の世帯」であります。この特定世帯と申しあげますのは「後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する被保険者がいる世帯で、移行した後5年を経過するまでの世帯」を申します。また、特定継続世帯は「この特定世帯であって5年を経過した後8年を経過するまでの世帯」でございます。それら以外の世帯をいわゆる一般世帯と申しあげますが、一般世帯では22,700円を2万円に引き下げるものであります。また、特定世帯では11,350円を1万円に、特定継続世帯については、17,025円を1万5千円に、それぞれ引き下げるものでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税額であります。所得割額では3.15%を3.27%に、均等割額では10,900円を11,500円に、世帯別平等割額では、一般世帯は8千円を8,400円に、特定世帯は4千円を4,200円に、特定継続世帯は6千円を6,300円に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、介護納付金課税額であります。所得割額では3.17%を3.03%に、均等割額では17,800円を16,900円に、それぞれ引き下げるものであります。

続きまして、(2) 税率改正に伴う軽減額の改定であります。

所得の状況によりまして、均等割額と世帯別平等割額につきましては、7割、5割、2割の軽減措置がございます。

初めに、7割軽減でございますが、基礎課税額につきましては、均等割額で

は18,760円を19,320円に、平等割額では、一般世帯は15,890円を1万4千円に、特定世帯は7,945円を7千円に、特定継続世帯は、11,918円を10,500円に、それぞれ変更いたします。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割額では7,630円を8,050円に、世帯別平等割額では、一般世帯は5,600円を5,880円に、特定世帯は2,800円を2,940円に、特定継続世帯は4,200円を4,410円に、それぞれ変更いたします。

次に、介護納付金課税額につきましては、均等割額で12,460円を11,830円に変更いたします。

次に、5割軽減がありますが、基礎課税額につきましては、均等割額では、13,400円を13,800円に、世帯別平等割額では、一般世帯は11,350円を1万円に、特定世帯は5,675円を5千円に、特定継続世帯は、8,513円を7,500円に、それぞれ変更いたします。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割額では5,450円を5,750円に、世帯別平等割額では、一般世帯は4千円を4,200円に、特定世帯は2千円を2,100円に、特定継続世帯は3千円を3,150円に、それぞれ変更いたします。

次に、介護納付金課税額につきましては、均等割額では8,900円を8,450円に変更いたします。

次に、2割軽減でございますが、基礎課税額につきましては、均等割額では5,360円を5,520円に、世帯別平等割額では、一般世帯は4,540円を4千円に、特定世帯は2,270円を2千円に、特定継続世帯は3,405円を3千円に、それぞれ変更いたします。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、均等割額では2,180円を2,300円に、世帯別平等割額では、一般世帯は1,600円を1,680円に、特定世帯は800円を840円に、特定継続世帯は1,200円を1,260円に、それぞれ変更いたします。

次に、介護納付金課税額につきましては、均等割額で3,560円を3,380円に変更いたします。

続きまして(3)税率改定に伴う未就学児均等割額の軽減額の改定でござい

ます。基礎課税額では、7割軽減世帯は4,020円を4,140円に、5割軽減世帯は6,700円を6,900円に、2割軽減世帯は10,720円を11,040円に、軽減のない世帯は13,400円を13,800円に、それぞれ変更いたします。

後期高齢者支援金等課税額では、7割軽減世帯は1,635円を1,725円に、5割軽減世帯は2,725円を2,875円に、2割軽減世帯は4,360円を4,600円に、軽減のない世帯は5,450円を5,750円に、それぞれ変更いたします。

最後に、2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日は、令和6年4月1日から施行することといたしております。(2) 適用区分として、令和6年度分の国民健康保険税から適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上、議案第4号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 すみません、要旨ってなっておりますけども、大変、プラスマイナスがこちらに散らばってまして、なかなかわかりにくいんですけども、実際にシミュレーションというか、こういう家庭だったらどういうふうになるっていうような、そういうものを組んでおられたらいくつか紹介してもらって、住民の方の費用負担がどういうふうに動くのか、わかりやすいのがないですか。

委員長 猪川国保医療課長。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後1時40分 休憩)

(午後1時40分 再開)

委員長 再開します。 猪川国保医療課長。

国保医療 予算委員会の時にもご質問があって、同じ回答をさせていただいているところなんですけれども、いわゆる国民健康保険の加入者の方で、40歳以上から64歳までの、いわゆる介護納付金分が、介護分が必要になってくる世帯で申しあげますと、所得が100万円の世帯の方で、単身の世帯の方で申しあげますと、年額にしまして現在から1,700円が減少すると。二人世帯の場合でございまして、例えばご夫婦とも介護分の対象になる場合でありますと、年額600円の減額になるというふうに試算しております。

また、同じ加入者が40歳未満の方だけの場合、また65歳以上の方だけの場合で、介護分が必要とならない世帯ということございまして、同じ所得が100万円の単身世帯で申しあげますと、税額に変更はございませんでした。二人世帯では1,100円の増になると試算しております。

今回の医療分、後期支援金分、介護分と所得割、平等割、均等割、それぞれ改定をしているものでございますので、個々の所得によりまして改定額は異なっておりますが、全体として平均を出しますと、介護分が必要となる単身世帯の方でいけば0.6%の引き下げ、2人世帯では0.2%の引き下げになります。また、介護分が必要とならない世帯では、単身世帯では0.3%、2人世帯では0.9%それぞれ引き上げになっているところでございます。

委員長 中川議長。

議長 これ令和6年4月から、国民健康保険が県単位化に伴う変更やから、奈良県どこ行ってもこの単価に変更することやな。ちゃうんかな。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療 おっしゃっていただいているとおりでございます。

課長

議長

そやからここで何をとやかく言おうが、変更が変わりようがないんやん、言うたら。ひとつ聞きたかったんが、6年度の4月以降、斑鳩町の全体で国民健康保険の加入者で、どんだけの保険料の影響額試算してあるんやろ。

国保医療
課長

県単位化に伴いまして、県のほうに納付金という形で納めることになっております。それをベースに考えてみますと、現行の税率のままでいったならば、1人当たりの保険料として12万2,774円というような形になってまいります。改定した、今回提出させていただいている税率で申しあげますと、1人当たりが12万2,923円という試算になっておりますので、差額で149円の増額、割合でいきますと0.1%が増となってくるところでございます。

委員長

濱委員。

濱委員

今のお答えの中に、149円は上がるということですがけれども、国保の加入者の方でも本当にお医者さんに縁のない方もありますけども、たくさんのお医者さんにかかって医療費が結構生活費の割合としては大きいという方もいらっしゃると思うんです。ついまだ今日でも、忘れられないとか離れられないのは、まだまだコロナの関係で感染される方ですとか、そういった方がいらっしゃいます。コロナの時には確かに国からも相当な交付金とか、支援がありまして、それで乗り切った。また、低所得の方ですとか、そういう方には、保険料の割引とか、減免というのをすぐにしていただいて、それはそれで効果もありましたし、ありがたかったことだと思うんですが、今、コロナについてもこれから先については、保険で、例えばワクチンであるとかも有料になるというような、そういう状況にございます。まだまだ安心できないということですが、これの保険料というのは、次の見直しの時にも県下で統一ということですが、なんていうんですか、医療費との関連で人数のことも含めて、この先というのはどのように移行していくのか、考えをちょっと聞かせてください。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

今、濱委員がおっしゃっておられるとおり、来年度以降の保険料につきましては、現状としましては毎年度、その年度にかかってくるであろう医療費を奈良県のほうで見込まれる中で、現在の税率でいった場合、いわゆる保険料として適正かどうかを判断する中で見直しをするかしないかというのは判断をしていくということで、今、進んでおりますので、今後につきましても、医療費が増えれば上がる可能性もございますけれども、そういった場合には一旦奈良県の方も一般会計からの繰り入れなどを考えてる中で、なるべく保険料については上がらない方向で検討するということも含めまして、今後も考えていきたいということで奈良県のほうからは聞かせていただいております。

委員長

暫時休憩します。

(午後 1時48分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

委員長

再開します。

議案第4号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。 濱委員。

委員長

暫時休憩いたします。

(午後1時50分 休憩)

(午後1時50分 再開)

委員長

再開します。

濱委員

議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対

の立場からの発言をさせていただきます。

県統一の保険料が導入されますが、国保の加入者は高齢者また個人事業者などが大多数であります。コロナ禍において医療費だけでなく、生活全般に渡り経済状態が悪化してまいりました。コロナの完全収束には至らず、今後はコロナ関連の補助が減少し、感染、またワクチン費用等不安が続いてまいります。不安定な経済状態の中で、国保への国からの支援金が必要だと思っています。安心して医療が受けられる制度の復活を願っています。本議案への反対意見とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。 宮崎委員。

宮崎委員 それでは、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度より国民健康保険税率を奈良県内で統一することから税率改定を行うものであります。

平成30年度から始まりました県単位での運営も5年以上が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行など、大きな変化を経験するなか、国民健康保険制度が、国民皆保険制度を支える公的医療制度として、安定的に持続可能なものとするため、奈良県の定める運営方針に基づき、国民健康保険制度の運用の統一化が進められてきております。

こうした状況から、今回の改正については、国民健康保険運営協議会での諮問、答申を経たものであり、その答申の趣旨を踏まえ、やむを得ないものと理解できるものです。

今後も、積極的な収納対策や保健事業を実施して、安定した国民健康保険の財政運営に努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。委員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。理事者の説明を求めます。

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容についてご説明を申し上げます。

議案書の末尾の条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の子ども医療費助成条例の一部改正につきましては、現在、6歳までの未就学児に限定されております現物給付制度の対象が、奈良県内で統一してその年齢要件を18歳まで拡大されることとなりましたので、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容でございます。(1) 助成要件の整理といたしまして、他の医療費助成制度と重複して助成が受けられないことを明確化いたします。

次に、(2) 現物給付制度対象年齢の拡大としまして、乳幼児に限定されている現物給付制度の対象を18歳まで拡大するものであります。

2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日であります、令和6年8月1日から施行することとしております。(2) 適用区分といたしまして、この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員

反対とかそんなんではないんですけども、いくつかの関連、似たような議案がね、適用区分のところに、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によりますということは、3月の31日にお医者さんにかかっていたらそれは前年度の分で医療費を支払うということで、4月の1日にお医者さんにかかっていたら、新しいのが適用される。8月1日、ごめんなさいね、ちょっと日にちが、8月1日からは新しいのが適用されて無料になるということだと思うんですけどね。ひとつ私、子どもさんとかが結構大変な病気で医療受けてはる方がね、処方箋、お薬ですね、処方箋をもらうと、3日か4日の間に効力がある間に薬局に行って、もらっているということやけど、それがこの日をまたいだ時というのはどんなふうになるんやろって聞かれたんですけど。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

基本的に町内の方につきましては、今、窓口での負担がないというふうになっておりますので、それについてはすでにそうっておりますので、直接この部分とは関連しないとは思いますが、ご心配のような日がまたぐというのは関係ないのかなと今聞かせてもらっていました。

濱委員 薬剤については今もうすでに無料になっているんですか、そうではないと思いますけど。

国保医療課長 今、現行の制度は一旦払っていただくという形にはなりますけども、8月1日以降に受診をされたり、薬局に行かれた場合は窓口負担はなくなると。斑鳩町に限っての話なんですけども、他町の場合は補助の関係もありまして、一旦500円なり、千円なりを負担が必要になってくるというところではあります。ちょっと今、私もはっきりと覚えておりませんので、申し訳ございませんが、町内につきましては、今すでに未就学児の場合でありますと、窓口負担がそもそもしなくてもよいような形で進んでいると思いますので、ただ、年齢が上にあがりますと、そういうふうなことがありませんので、ご心配いただいているように、どうしてもそれが、その日に行かれなかって、またいだ日になりますと、またいだ後の部分は当然負担がなくなると、窓口で支払はしなくていいという、いわゆる医療費助成の制度としてはそういう形になってますので、これはもう今、そこは8月からということでご理解いただきたいと思います。

委員長 中川議長。

議長 今、濱委員の質問やけどな、7月の30日に処方箋書いてもおて、課長言うように、処方箋は7月30日やけど、薬をもらいに行くのが8月1日以降やったら、負担はないということでええねんな。7月30日の処方箋を持って行っても。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 おっしゃっていただいているとおりでございます。

議長 それでこれは県の問題かな。8月1日施行いうのは。6年の4月1日からやなしに、8月からやいうのは県の問題か。

国保医療課長 この医療費助成というのは奈良県の補助を受けてる部分もございます。それをもとで進めておりますけども、1年のサイクルが8月から7月というような今、サイクルになっておりますので、それに合わせて、当然これシステムの更改なども伴ってまいりますので、その部分も含めて準備をする中で、8月1日という形で今、進んでいます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 (3)議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

課長

議案書の末尾の条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回のひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正につきましては、先ほどの子ども医療費助成と同様、6歳までの未就学児に限定されております現物給付制度の対象を、奈良県内で統一してその年齢要件を18歳まで拡大されることとなりましたので、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容でございますが、（1）助成要件の整理といたしまして、他の医療費助成制度と重複して助成が受けられないことを明確化いたします。

（2）現物制度対象年齢の拡大といたしまして、6歳までの未就学児に限定されている現物給付制度の対象を18歳まで拡大をいたします。

2. 施行期日等であります。（1）施行期日は、令和6年8月1日から施行することとしております。（2）適用区分といたしまして、この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第8号、斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

(4)議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の末尾の条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきますので、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましても、6歳までの未就学児に限定されております現物給付制度の対象を、奈良県内で統一してその年齢要件を18歳まで拡大されることとなりましたので、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容でございます。(1)助成要件の整理としまして、他の医療費助成制度と重複して助成が受けられないことを明確化いたします。(2)現物給付制度年齢対象の拡大といたしまして、6歳までの未就学児に限定されております現物給付制度の対象を18歳まで拡大をいたします。

2. 施行期日等でございます。(1)施行期日は、令和6年8月1日から施行することとしております。(2)適用区分といたしましては、この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成

について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第10号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、

議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

今回の条例改正の内容は、第9期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、保険料率の改定等を行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容についてであります。はじめに（1）保険料率の改定についてであります。

令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画期間の介護保険料額は、表の保険料額欄の上段に記載をしています改定後のとおりとなっております。下段の括弧内に記載しております金額は、第8期介護保険事業計画期間の保険料額であります。

第8期と第9期の変更点といたしましては、まずはじめに、一番右欄の基準額に対する割合において、第1段階から第3段階において、国が新たに示した割合よりも低い設定とし、より低所得者の負担に配慮した設定としております。その影響により減少する保険料の収納を補完するため、また、より所得に応じたきめ細やかな保険料段階設定とするため、国の基準改正では高所得者階層の段階を増やし対応する形となっていることから、本町におきましても、表の対象被保険者欄になりますが、要旨の2ページ目、一番左欄現行10段階から12段階の3段階におきまして、それぞれの対象者要件の合計所得金額が200万円ごとに区切ったところを、国の基準改正の段階設定と同額である100万円単位とし、それぞれの段階を分割し、3段階増やし合計16段階とし基準額に対する割合を表のとおりとすることにより対応する設定といたしました。

第9期の保険料額は、第5段階が基準となりますが、第8期の基準額年額61,680円に対しまして、80円減の61,600円となり、年額80円ありますが値下げとなります。一般に報道等で用いられております月額に割り戻しますと、第8期の基準額5,140円に対しまして、第9期は6円減の5,134円となります。

この保険料額となる条件に介護保険給付費準備基金の繰入額がございますが、その額は、令和5年度末の介護保険給付費準備基金残高を約3億3千万と

見込んでおりますので、その内、第9期の3年間で2億8千万円繰り入れるとして算出しをしております。

次に2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日は、令和6年4月1日から施行します。

次に(2) 適用区分につきましては、改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

以上、議案第10号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 この13～16になったので100万円ごとに二つに分かれた10, 11, それから12, 13ということで人数的にはどうですか。例えば10は、もとの10の方が二つに分かれたわけですね。その人数はどうですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 まだ令和6年度の賦課を実施しておりませんので、この令和5年度の実績で申しますと、11段階では42名、12段階では26名、13段階では18名、第14段階では17名、第15段階では13名、第16段階では86名となっているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議長 10段階までは少額、少ない金額で下がってるねんけど、11からは上がる。これ、合計で斑鳩町の町としての影響額なんぼになるの。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

今回、値上がりになります第11段階以降につきましては、合計で今人数申しましたけども、200名の方が値上げになることになります。この約200人の方っていいのですが、全体の被保険者の約2.3%で、一番下の方でも給与所得で換算しますと約700万円以上の方々になるんですけども、この200人の方で今回の値上がり分ですね。

委員長

暫時休憩いたします。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時14分 再開)

委員長

再開します。 中原福祉課長。

福祉課長

この保険料改定に伴いまして、第8期と第9期の保険料額が、どのぐらい収納額が変わるかというところですけども、基本的に基準額がほぼ同じでありまして、先ほど申しましたように、月額5,140円が5,134円、基準額がほぼ同じです。被保険者の数につきましても、ほぼほぼ同じ数ですので、金額的には予算額的に申しましてほぼ同じぐらいの金額になります。

その保険料を算定する根拠となる数字が給付量なんですけれども、第8期において令和3年、4年、5年の3年間で給付量というのが約75億1千万円ございました、この第9期の3年間6年度から8年度で75億6千万と0.72%の伸びとなっております。それで保険料額を求めておりますので、ほぼほぼ給付額的にも同一ですので、保険料の収納的にもあまり変わらない形になっております。若干は、0.72%増えますので、増えることになってますけれども。

委員長

ほかにごございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第11号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第11号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴いまして、その改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、(1)ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しであります。基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くこ

とが必要となる人員基準を見直すものでございます。

次に、（２）指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング方法の拡充であります。人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けたうえで、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置を活用したモニタリングを行うことを可能とするものです。

次に、（３）身体的拘束等の適正化の推進であります。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものでございます。

次に、（４）「書面掲示」規制の見直しであります。

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものでございます。

次に、２．施行期日等についてであります。（１）施行期日は、令和６年４月１日から施行します。

次に、（２）重要事項の掲示に係る経過措置についてであります。この措置の義務付けについては、施行日から令和７年３月３１日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第１１号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 横田委員。

横田委員 簡単で結構ですけれども、改正の背景についてちょっと教えていただけますか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 今回大きく（１）から（４）までの改正内容がございます。（１）につきましては、基本的には事業者の規制緩和の関係で、今まで３９人、ひとりのケアマネジャーさんに３９人まで基本報酬１をもらっていたのが、４０人以降は減算がございました。それが４４人までは１の介護報酬をもらえるという、ケアマネジャーひとり当たりのお客さんも持つことができる、また報酬も入りますよという形の改正でございます。

二つ目につきましては、非常にケアマネジャーもコロナの関係がございまして、こういう改正が出てきましたけども、必ず訪問しなければならないというところから、電信的なものでも可能とする改正が行われたところでございます。

そして（３）の身体的拘束の関係につきましては、現在まで規定がなかったので、文言的にきっちりしていこうとするものでございます。（４）の書面掲示につきましても、このコロナの関係でウェブサイトでもできるようにという改正でございます。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 私も背景というのは聞きたかったので、今の聞かせていただいたんですけども。ケアマネジャーさんの今の回答の中に担当する人数がずいぶん緩和されたということですが、今でもケアマネジャーさん仕事がすごい大変で、なかなか本当に休日がないように働いている方もたくさんいらっしゃるんですけども、これが緩和されるといって、その部分ではもっと大変になるんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 39人という人数が44人、ここの基本報酬が5人分増えたというわけですが、その事業所、事業所もっておられる利用者、利用者において、その負担というのはだいぶ変わってくると思います。例えば軽度の方で極端ですけど、レンタルの部分が多いお客さんであるとか、そういった方も今まででしたら、39人を超えてしまうと減算に伴っていた。ただ事業所、事業所で持たれている状況で、この改正によってよりケアマネジャーさん、今まででしたら例えば減算があるので、40人お客さんを持っているところが2人のケアマネジャーさんを雇おうかとなっていたところが、ひとりでもいけることになりまして、事業所側のいろんな経営を行うあたりでのいろんな範囲といいますか、選択肢が増えたという形になっていくと思います。

濱委員 おっしゃるようにね、両方のあれがあると思うんです。大変になるところもあるし、そうでなくていいところもあると思うんですけども、ネット介護の仕事のひとつです、直接のケアに入るのではないけれども、ケアマネジャーさんがどんなふうに関わるかによって、ずいぶんと利用者さんのサービスってというのがね、しっかりと充実したものになるかというところではね、ケアマネジャーさんというのは本当に手を抜くことができない大切な仕事ですのでね、先ほど私はひとつ心配をしているのは、さらに事業量が増えるというか、増えても大丈夫というね、緩やかになったということで、大変になることを心配をしているんですけども、ぜひともその辺も町の方もね、現状というものをしっかり見ていただきたいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 (3)の身体的拘束等の適正化の推進というところで、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、というところがあるんですけども、緊急やむを得ない状況の判断は、例えばドクターのカルテ記載が必要であるとか、そういう基準というのがあるんでしょうか。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

この判断においては、基準が設けられておりません。ですのでその時の状況によって施設が判断、事業者が判断しなければならない、ただ、記録等もその後しなければならないとなったことから、その後監査でありますとか、いろんな保険者の報告いただかないといけないケースも出てくるかもしれませんし、そこは緊急時における事業者の判断というところでございます。

委員長

ほかにございませんか。 中川議長。

議長

今の奥村委員の質問のところで最後やねんけど、身体的拘束等を行う時の記録を義務付けますとなっているけど、この記録というのは様式というのは決まっているの。どんな記録やねんやろ、記録の方法教えてほしい。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

この身体関係の様式は特段国から示されておられませんので、任意様式という形になります。

議長

義務付けられているけど、施設で身体的拘束をして記録してなかったらわからへんことやな。そやからそこらどう判断していくのかな。ちょっとそこ心配になってんけどな。信用しやなしやあないのか、施設を。

福祉課長

例えばですけれども、身体的拘束が行われていて、それが実際記録がされていないということがなんらかのことから発覚した場合、当然それは拘束したことが事実かどうか、まず調査が必要になりますけれども、やはりそれが事実であった場合は、一番重たい場合は指定取り消しとかのところにも行くと思いますので、その前に基本的には施設は、指定権者は県なんですけど、監査等により、その辺聞き取りであるとか調査を行われたうえで判断されることになりませんが、非常に悪質であったりとかした場合はやはりそれなりの判断が下される

と思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第12号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第12号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたこと

に伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1、主な改正内容といたしまして、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を設定であります。

その主な内容として、①のところですが、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。次に、②のところ、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。となっています。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。とされたところでございます。

次に、(2)「書面掲示」規制の見直しであります。事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものでございます。

次に、(3)身体的拘束等の適正化の推進であります。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものであります。

次に、(4)指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング方法の拡充であります。人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けたうえで、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものであります。

次に、(5)市町村に対する情報提供であります。指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報共有することとするものであります。

次に、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日は、令和6年4月1日から施行します。

次に、（２）重要事項の掲示に係る経過措置についてであります。この措置の義務付けについては、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第12号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 小城委員。

小城委員 主な改正（１）のところなんですけど、これたぶん緩和されるということだと思うんですけど、主任介護支援専門員を管理者に置かないといけない、この主任介護支援専門員というのが、今って少ないとか、そういうことですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 主任介護支援専門員につきましては、一定介護支援専門員での経験と、講習期間が必要になりますので、今現在、主任介護支援専門員がいらっしゃる介護支援事業所もございまして、こういった経過措置が設けられたところでございます。

小城委員 特に能力とか知識とかってというのは問題はないって判断ですか。

福祉課長 能力といいますか、主任につきましては、介護支援専門員を指導できる立場になりますので、一定の研修が、研修といいますか、講習を受けないといけないことになっておりますので、そのハードルは高くはないんですけど、まずその講習を受けないといけないところが普通の介護支援専門員と違うところですよ。

小城委員　　なり手がいないとか、その講習を受ける人がいないのか、受けるのが大変なのか、受けてもうま味がないのか、給与的に変わらへんとか、そういう問題っていうのはないんですか。

福祉課長　　今回のこの経過措置が出てきたのは、委員がおっしゃられていたところの問題ではなくて、今現在いらっしゃらないところがあるので、その講習を受ける期間的などところで設けられたものであると。

委員長　　濱委員。

濱委員　　32条のところで、これまで3か月に1度訪問するということになりました。それを1期として少なくとも連続する2期間に1回はということは、6か月に1度と、先ほどの説明の中にあつたと思いますけども、手段のないっていうか、利用者の方に、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするということになってますけども、3か月に1度行かなくても、6か月に1回行けば、訪問しない月についてはこのテレビ電話等を使って可能になるということで、行かなくてよくて、手元のところでお話ができるということですけども、こういった、テレビ電話とわざわざ書いてますけども、こういったものがないところといいますか、そういうところには従前の3か月に1回行かなくてはならないというふうに理解していいでしょうか。

福祉課長　　そのとおりでございます。

委員長　　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第12号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第13号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第13号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1、主な改正内容といたしまして、(1)身体的拘束等の適正化の推進であります。その内容として、①のところですが、短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、委員会の設置、指針の整備、研修の実施など身体的拘束等の適正化の措置を義務付けるものです。

次に、②のところ、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことといたします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものでございます。

次に、（２）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けであります。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、事業者に対して、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付けるものでございます。

次に、（３）協力医療機関との連携体制の構築であります。施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、一定の要件を満たす協力医療機関を定めること等を義務付けるものです。

次に、２．施行期日等についてであります。（１）施行期日は、令和６年４月１日から施行いたします。

次に、（２）経過措置であります。①として、重要事項の掲示及び短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける身体拘束等の適正化業務継続に係る経過措置については、施行日から令和７年３月３１日までの間は努力義務といたします。

次に②として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に関する経過措置については、施行日から令和９年３月３１日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第１３号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第13号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9)議案第14号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第14号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、(1)「書面掲示」規制の見直しでありま

す。事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものであります。

次に、(2) 身体的拘束等の適正化の推進であります。その内容として、①のところですが、短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、委員会の設置、指針の整備、研修の実施など身体的拘束等の適正化の措置を義務付けるものでございます。

次に、②のところ、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことといたします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものでございます。

次に、(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けであります。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、事業者に対して、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付けるものであります。

次に、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日は、令和6年4月1日から施行いたします。

次に、(2) 経過措置であります。①のところ、重要事項の掲示及び短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける身体拘束等の適正化業務継続に係る経過措置については、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務とし、②のところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携については、施行日から令和9年3月31日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第14号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明

とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願ひ申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第14号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(10)議案第15号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

議案第15号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてにつきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願ひ申しあげます。

今回の条例改正の内容は、仕事と育児や介護との両立など、生活スタイル、

ニーズの多様化等を背景として、職員の働き方改革の取り組みの検討を進める中で、職員の勤務時間の適正化を図ることとし、斑鳩町地域包括支援センターの開館時間の変更を行うため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容についてであります。 (1) 開館時間の変更について、斑鳩町地域包括支援センターの開館時間について、午後5時30分までを午後5時15分までに改めるものでございます。

次に2. 施行期日については、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第15号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員

この議案についてではないんですけど、地域包括支援センター含めて、生き生きプラザにお勤めの皆さんの駐車場を新しくつくったところ、使われているんでしょうか。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

生き生きプラザのほうの新しくつくっております駐車場の方では、会館のご利用されている皆さんが使われておられます。職員の方も置かせていただいておりますし、あと、職員の車を置かせていただいたうえで、空いているところには利用者の方も利用されてます。

濱委員

これとは全然別のことですみませんでした。やはり遠いところに停めて、利用者さんのためにあそこが、いろいろ健診車とかが入ったりしてね、いっぱいになる時が。そういう時は職員さんが遠いところに停めて歩いて長距離を、そして出勤されているということで、やはり働き方改革の中にはね、そういった

ところでも少しでも負担が減ってよかったなと思って質問しました、以上です。

委員長 小城委員。

小城委員 これ周知はどのようにしていくか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 役場の広報紙およびホームページ等、また窓口等で周知をしていきます。

小城委員 今までどおりの周知方法だと思うんですけど、しっかりと周知していただいて、またラインもあると思うんで、その辺も使えるのであれば使っていたらと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第15号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(11)議案第21号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、（ 1 1 ）の議案第 2 1 号 令和 5 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

今回の補正予算は、保険基盤安定負担金の確定等に関する予算補正で、歳入歳出それぞれ 1, 1 0 7 万 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 0 億 5, 9 7 7 万 9 千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申しあげます。

補正予算書の 7 ページをお開きください。歳入でございませう。

第 1 款 国民健康保険税、第 1 項 国民健康保険税、第 1 目 一般被保険者国民健康保険税でございませう。令和 5 年度保険基盤安定負担金の保険税軽減分の確定に伴いまして、1 7 6 万 2 千円の減額をお願いするものでございませう。

第 5 款 繰入金、第 1 項 他会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金でございませう。令和 5 年度保険基盤安定負担金の保険税軽減分及び保険者支援制度分の確定などに伴いまして、それらの繰入金として 1, 2 7 8 万 4 千円の増額をお願いするものでございませう。

次に、第 8 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございませう。

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う被保険者への広報事業費補助金として 5 万 4 千円を受け入れるため増額をお願いするものでございませう。

次に、9 ページをお願いいたします。歳出でございませうが、第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費では、歳入予算の補正によりませう国庫補助金の受け入れに伴いまして、一般会計繰入金との財源更正をするものでございませう。

第 3 款 国民健康保険事業費納付金、第 1 項 医療給付費分、第 1 目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明申しあげました令和 5 年度保険基盤安

定負担金の保険者支援制度分の確定に伴いまして、844万7千円の増額をお願いするものでございます。

第2項 後期高齢者支援金等分、第1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分で、同じく令和5年度保険基盤安定負担金の保険者支援制度分の確定に伴いまして、208万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に第3項 介護納付金分、第1目 介護納付金分で、令和5年度保険基盤安定負担金の保険者支援制度分の確定に伴いまして、54万1千円の増額をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第21号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についての説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第21号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで3時15分まで休憩いたします。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時15分 再開)

委員長

再開します。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございますけれども、前回の本委員会以降、報告させていただく事項はございません。

以上、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

中川議長。

議 長

この前の一般質問の木澤委員の質問ですが、従来過去にあったように、家の前でいいんですか、っていう質問やったと思うんですけど、その時の部長の答弁が、「はい、家の前で結構です」で終わってます。その家の前っていうのが道路なんか、道路でええのかだけはっきりと確認をしておきたい、そのように思います。

委員長

栗本住民生活部長。

住民生活
部長

先般の一般質問の答弁につきまして、説明不足でありましたこと、まずお詫び申し上げます。

戸別収集に移行後、各家庭から排出されるごみにつきましては、敷地内に収集員が入ることがないように、敷地内の道路際に排出をしていただくことを基本

というふうに考えているところでございます。しかしながら町内には道路脇に門扉があって、敷地内の道路際に排出することが困難な場合、また、家屋が袋小路になっている場合、また家屋が私道でつながっている場合、様々ケースが考えられると思いますので、できるだけ早い段階で住宅の形状に応じてイラストなどで、基本的な排出場所を住民の方にお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

またその例示にも当てはまらない家屋、住宅等がございましたら、居住者の方と直接協議をさせていただいて、出す場所を決めていくなどして、戸別収集開始時には混乱のないように努めていきたいというふうに、現在考えているところでございます。

議長

過去に戸別収集していたときは、後ろにステップがあって、手でつかまるところがあって、それで後ろに2人乗って、道の両サイドをずっとパッカーに放り込むっていうか、入れながら、パッカーが移動していた。それで事故が起こって、死亡事故が起こって、ステップを廃止になって、もう後ろには乗られない、そういう時からかな、戸別収集廃止になって、だいたいステーション化になってきたのは。だからその点はどう考えてはるんかなって思っ。

住民生活
部長

台数など増やすなどしてですね、午前中には終わるように配車をしたいというふうに考えておりますけども、またどうしても収集車が入らないような場所については、小さい軽四を用意するであるとか、または台車を用意するであるとか、そういった方法を用いて戸別収集に移行していきたいと考えております。

議長

大阪とかで、例えば75歳以上の高齢世帯だけ戸別収集しているとか、そういう条件付きな自治体もあるみたいやし、それから当時戸別収集していた職員さんが今も再任用で残っていると思うねんやんか、最終処分場にもいてはるし、あわ保育園にもいはるのかな、そんな人らの意見もいっぺん聴取して、どないしていったらうまく進められるか、逆に可能か不可能か、っていうことも考えてもらえたら進めやすいのかな。

住民にとっては家の前で出せたら皆楽になるねんけど、実際可能なんかなっていうところがいまだに、できるのかなっていう気持ちがありますんでね、そこらしっかりと、来年、令和7年度ていうても、じきやからね、前もってしっかりと委託業者とも協議詰めて、できるかでけへんか、できるようにどうしていったらいいのかということ、しっかりと話し合い、協議をしてもらいたい。そのように思います。

委員長 ほかにございませんか。 栗本住民生活部長。

住民生活部長 収集員は、委託業者についてはこれから定期的に打ち合わせさせていただいて、色々な課題をひとつひとつ解決をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤

安定負担金の確定に伴う５５３万７千円の増額をお願いするものであります。

次に、第２項 国庫補助金では、第１目 総務費国庫補助金の第２節 戸籍住民基本台帳費補助金で、戸籍の附票に氏名の振り仮名を追加することなどに伴う戸籍総合システム改修費用が補助対象となることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金２６６万２千円の増額をお願いするものであります。

１１ページから１２ページをお願いいたします。

第１６款 県支出金、第１項 県負担金では、第２目 民生費県負担金の第４節 保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様の理由により、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金４０８万９千円の増額をお願いするものであります。

次に、第２項 県補助金では、第２目 民生費県補助金の第２節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから８５万円の増額、第３節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから５５万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容でございます。

１５ページから１６ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第２款 総務費、第３項 戸籍住民基本台帳費、第１目 戸籍住民基本台帳費の第１２節 委託料では、歳入で申しあげました戸籍の附票に氏名の振り仮名を追加することなどに伴う戸籍総合システムの改修費用として、２６６万２千円の増額をお願いするものであります。

次に、第３款 民生費、第１項 社会福祉費では、第１目 社会福祉総務費の第２７節 繰出金で、歳入で申しあげました国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定負担金の確定等に伴い、あわせて１，２７８万４千円の増額をお願いするものであります。

第５目 医療対策費では、第１９節 扶助費で、歳入で申しあげました子ども医療費や精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、あわせて３５０万円の増額をお願いするものであります。

第８目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第１４節

工事請負費で、照明設備LED化工事に係る不用額として403万6千円の減額をお願いするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。

第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費の第10節 需用費で、指定ごみ袋の作成に係る不用額として743万3千円の減額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてであります。

歳出において増額補正を申しあげました事業を含め、本年度末までの完了が見込めないことから、第2款 総務費、第3款 民生費、第4款 衛生費 において予算措置をお願いするものでございます。

以上、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）第3期斑鳩町健康増進計画・第3期斑鳩町食育推進計画（案）について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

（2）第3期斑鳩町健康増進計画・第3期斑鳩町食育推進計画（案）についてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。

本計画は、健康増進法第8条及び、食育基本法第18条に基づき、健康づくり及び、食育に関する施策を計画的に推進していくために策定するものであり、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間としております。

また、健康増進計画と食育推進計画の取り組みにおいては、共通部分が多いことから、効果的に推進するため、新たに両計画を一体とした計画としており

ます。

なお、本計画の作成にあたりましては、住民の健康づくりや食育に関する意識や行動を把握し、健康づくりを支援するための基礎資料とするためのアンケート調査を実施し、斑鳩町健康づくり推進協議会及び、斑鳩町食育推進計画策定懇話会において、健康づくりに関連する各団体の代表の方などから意見を聴取し、取りまとめさせていただいたものであります。

計画内容の概要につきましては、資料の表紙から1ページめくっていただきまして、目次により説明させていただきます。

はじめに「第1章 計画の策定にあたって」として、1 策定の趣旨、2 計画の期間、3 計画の位置づけ、4 計画の策定体制、5 健康づくり及び食育の推進とSDGsについて。

次に、「第2章 計画の基本的な考え方」として、1 計画の理念、2 基本目標と基本方針、3 計画全体イメージについて。

次に、「第3章 斑鳩町の現状と課題」として、1 統計からみる斑鳩町の現状、2 アンケート調査からみる斑鳩町の現状、3 第2期計画の最終評価、4 第2期計画の今後の課題について、記載しております。

次に、「第4章 健康増進計画」と「第5章 食育推進計画」では、1 計画の体系、2 目標に向けた取り組みと指標について。

次に、「第6章 計画の推進」として、1 計画の推進体制、2 計画の進捗管理、3 評価指標と目標値一覧について記載しております。

内容の詳細は、後ほどご覧いただけたらと思いますが、概略のみ簡単にご説明させていただきます。

74ページをご覧ください。「第2期計画の今後の課題」についてであります。

本町では、住民が生涯にわたり健康で生きがいを持って暮らしていけることを目指し、健康的な生活習慣に取り組めるよう食生活や運動などの事業に取り組み、健康寿命の延伸をめざしてまいりました。しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの変化などに伴い、健康課題は多様化しております。

主な課題といたしましては、食生活では、女性の就業率の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、調理済食品を使用する機会が増え、食の簡便

化が進んでおります。バランスの取れた食事や減塩、野菜の摂取量を増やすなどの正しい食習慣の確立や適性体重の維持について、ライフステージに応じた取り組みを進めることが重要となっております。

また、社会情勢や世帯構成の変化等と合わせて、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進む中、子どもたちの食生活も影響を受けております。未来を担う子どもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目ない推進が重要となります。

また、運動では、機械化・自動化の進展、移動手段の変化等により、身体活動が減少しやすい環境にあり、肥満者の割合も年々増加傾向にあります。身体活動を増加させるには、それぞれのライフステージに合わせて意識せずに自然に身体活動・運動ができる環境の整備、情報発信等の生活環境へのアプローチが必要となっております。これらの課題を踏まえ、第3期計画を策定しております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただけますでしょうか。

本計画の理念は「全ての住民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をめざして」とし、子どもから高齢者まで全ての住民が共に支えあいながら希望や心のよりどころを持ち、健康な食環境や身体活動、運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取り組みを実施し、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる活力ある社会を実現できるよう、住民の健康増進の総合的な推進をめざします。

次に、11ページをご覧ください。

本計画の全体イメージは表のようになっており、健康増進計画と食育推進計画ごとに、基本目標、基本方針、施策分野を定めております。また、両計画に共通する分野に★印をつけており、★1から3までの3つの施策分野が重なっているところです。

次に、81ページをご覧ください。第4章健康増進計画については、施策分野ごとに、行動目標をかかげ「住民の取組」「関係機関の取組」「行政の取組」と、「指標と目標値」を記載しております。

次に、82ページをご覧ください。

健康増進計画では、「女性の健康支援」の施策分野を、新たに記載しております。女性はライフステージごとに女性ホルモンが変化することや、若年女性のやせ、更年期症状などの様々な健康課題を抱えていることや、次世代の健康を育むという観点からも、女性のライフステージを踏まえた健康づくりは重要と考えております。

次に、114ページをご覧ください。第5章食育推進計画についても、第4章と同様に行動目標等を記載しております。

食育推進計画では、食育の総合的な推進として、食の環境保全の推進と災害時の備えの推進の施策分野を新たに記載しております。

食の環境保全の推進では、持続可能な食育の推進を図るため、食品ロスの削減に努めて、食と環境が調和した食育を推進してまいります。

また、災害時の備えの推進では、災害発生時には、災害対策活動ができるよう、初動体制をはじめとした防災体制の充実を図る必要がありますが、食品備蓄等の情報を多様な機会をとおして情報発信してまいります。

次に、127ページをご覧ください。第6章計画の推進については、健康づくり推進協議会において、定期的に進捗状況の点検を行ってまいります。

最後に128ページから133ページには、各施策分野で掲げた指標と目標値を一覧表として整理して、記載しております。

以上、第3期斑鳩町健康増進計画・第3期斑鳩町食育推進計画（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に、(3)第2期斑鳩町自殺対策計画（案）について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活部次長 (3)第2期斑鳩町自殺対策計画（案）についてご報告させていただきます。資料2をご覧ください。

本計画は、自殺対策基本法第3条、第13条に基づき、平成29年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」及び地域の実情を勘案して、自殺対策を推進するために策定するものであり、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間としております。

本計画の作成にあたりましては、健康づくりに関するアンケート調査を実施し、斑鳩町自殺対策連絡会議において、有識者の方などからも意見を聴取し、取りまとめさせていただいたものであります。

計画内容の概要につきましては、資料の表紙の裏面の目次により説明させていただきます。

はじめに「第1章 計画策定の趣旨等」として、1 計画策定の趣旨、2 計画の位置づけ、3 計画の期間、4 計画の策定体制、5 自殺対策の推進とSDGsについて。

次に、「第2章 斑鳩町の現状と課題」として、1 自殺の現状、2 アンケート調査からみる斑鳩町の現状、3 数値目標の達成状況、4 数値目標を達成するための評価指標の達成状況、5 これまでの取組み、6 今後の課題、を記載しております。

次に、「第3章 自殺対策の基本的な考え方」として、1 基本認識、2 基本理念について。

次に、「第4章 基本方針」として、1 生きることの包括的な支援、2 関連分野の有機的な連携の強化、3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動、4 実践と啓発を両輪とした推進、5 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進、6 自殺者等の名誉及び生活の平穏なる配慮について。

次に「第5章 施策体系」を記載しております。

次に、「第6章 生きる支援施策」として、1 基本施策、2 重点施策について。

次に「第7章 計画の推進」について、最後に「第8章 評価」を記載しております。

内容の詳細は、後ほどご覧いただけたらと思いますが、概略のみ簡単にご説明させていただきます。

本町では、自殺死亡率の減少をめざし、自殺の原因や動機となる様々な悩み

を抱える人が、問題や悩みの解決が図られるよう、要保護児童対策地域協議会の運営や、ヤングケアラーの支援やゲートキーパー養成講座などに取り組んでまいりました。その結果、自殺死亡率は減少し、前計画の目標は達成しておりますが、平成29年から令和3年では、1～4人の方が自殺により命を落とされている状況であり、更なる対策が必要であると考えております。

28ページをご覧ください。「自殺対策の基本的な考え方」でございます。

自殺の多くは、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であることから、生きることの阻害要因を減らして、自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力などの生きることの促進要因を増やしていくことにより、社会全体の自殺リスクを低下させることができます。そこで、本計画の基本理念を「自殺総合対策大綱」における理念と整合性をはかり、「誰も自殺に追い込まれることのない斑鳩町の実現」を目指してまいります。

31ページをご覧ください。

基本理念の実現を目指すため、6つの基本方針にそった総合的な自殺対策を推進してまいります。本計画では、職員一人ひとりが「自殺の対人関係論による3つの概念」を理解し、関係部署との連携・強化を図ってまいります。

次に、33ページをご覧ください。

本計画の体系は図のようになっており、6つの基本方針にそって、「自殺総合対策大綱」において、自殺対策を推進するにあたり、欠かすことのできない基盤的な取組みとして定められた5つの基本施策と、本町における自殺の現状を踏まえた4つの重点施策に取り組んでまいります。

重点施策にあげております、女性への対策については、女性の自殺者割合が、全国や奈良県と比べると高く、職業別の自殺者の状況においても、主婦の割合が高いこと、また、国においても女性の自殺対策を重要視している点から、新たに追加をいたしております。

最後に、本計画につきましては、斑鳩町自殺対策連絡会議において、国の動向を踏まえつつ、進捗状況の点検を行ってまいります。

以上、第2期斑鳩町自殺対策計画（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 23ページの上の3. 数値目標の達成状況やねんけど、真ん中の現状、平成30年から令和4年が12の、ほんで27年比で65.9%やねんけど、目標が15.47で85%って、今よりもっと自殺せえいうことか、この目標おかないか。どう見たらええのかなって思って。そこら説明しておいてもらおうと。現状より増えとんねん。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 こちらのほうは自殺の死亡率になっておりますので、もともとこの計画のほうは、国の方の基準に基づいて、27年度比を、ここを100としたときに、これを、現状では65.9%でしたが、これを15%減らすっていうので85%というので、率を15.47ということできせていただいております。

議長 65.9%から15%下げて85という、ちゃうの。

住民生活部次長 この、対27年度から比べてということになってきますので。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時43分 休憩)

(午後3時51分 再開)

委員長 再開します。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 今、ご質問がありました目標値なんですけれども、目標値については第1期の計画の際に基づいた目標値になっておりますので、今回の計画の目標値につきましては、59ページの第2期計画の目標値であります12.74という、

平成27年度比から考えて70%減の目標値で実施していきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 これ、いろんな方面からの自殺しないようにっていうところで、いろいろ考えられているところはあると思うんですけども、現状で色々考えられているんですけども、今までに自殺された方と接近というか、相談であったりとかって、そういうことはあったんでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 そういった方と私たちが直接関わらせていただくということはなかなか難しい現状です。ですので、この計画を立てる中でも、そういったほうに行かないようにということで、いろんなところから職員でしたら、いろんな相談をさせていただく中で、そこに至らないようにということで、支援していきたいと考えております。

小城委員 ひまわりテレフォンとかもあると思うんですけど、自殺する方って、なかなかそこに電話することってなかったりするんで、今、次長、おっしゃったように一歩踏み込んだ対策であったりとか、声掛けであったりとか、心掛けていただけたら色々やっていただいているんで、いいのかなと思いましたが、一言だけ申しました。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)第2期斑鳩町地域福祉計画(案)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の（４）第２期斑鳩町地域福祉計画（案）について報告いたします。

本計画は、社会福祉法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられています。近年、人口減少や少子・高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化など、支援が必要な世帯や、様々な生活課題を抱える世帯、制度の狭間の問題や複合課題を抱える世帯が増えてきております。また、情報通信技術等の進歩等により生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違いや、自然災害の発生などにより地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中で、本町においても、支援を必要とする高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや８０５０問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子どもの増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じております。

このような課題の解決に向けて、公的サービスでは支えきれない地域の課題について、地域の住民や関係機関などが、我が事として関わり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を進めることが求められており、そのためには、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組みを進めていくことが重要であります。

本計画は、このような社会状況の変化や、国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すための方針を示すため、令和６年度から６か年を計画期間として作成するものでございます。

本計画の作成にあたっては、住民の福祉に関するニーズや考え方、意見を把握するためのアンケート調査、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業

計画」など、町が策定する福祉関連計画との整合をはかり、また、住民へのアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、これまでの各福祉サービスの実績等をふまえ、斑鳩町地域福祉計画推進協議会において、慎重にご審議をいただき取りまとめたものでございます。

計画内容の概要につきましては、資料3の表紙から1ページをめくっていただき、目次により説明をさせていただきます。

はじめに、第1章 計画の策定にあたってとして、1. 計画策定の趣旨と背景、2. 地域福祉計画について、3. 計画の位置づけ、4. 計画の期間、5. 計画の策定体制について。

次に、第2章 地域福祉を取り巻く斑鳩町の現状と課題として、1. 人口や世帯の状況、2. 地域福祉に関する社会資源の状況、3. アンケート調査結果の概要、4. 地域福祉の推進に向けた課題を記載しております。

次に、第3章 計画の考え方について、1. 斑鳩町が目指す地域福祉の姿、2. 計画の基本理念、3. 計画の基本目標、4. 計画の体系を記載しております。

次に、第4章 具体的な取組みについて、基本目標1 安心して生活できる地域づくり、基本目標2 地域を支えるひとづくり、基本目標3 互いに支え合えるネットワークづくりを記載しています。

次に、第5章 計画の推進体制として、1. 計画の推進体制を記載しています。

また、最後に資料として、1. 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例、2. 斑鳩町地域福祉計画推進協議会委員名簿、3. 計画の策定過程について記載しています。

内容の詳細は、後ほどご覧いただければと思いますが、概略、特徴的な箇所のみ簡単に説明させていただきます。

はじめに、1ページ「第1章 計画の策定にあたって」でございませう。この章では、3ページで「1. 計画策定の趣旨と背景」、4ページで「2. 地域福祉計画について」、6ページで「3. 計画の位置づけ」、7ページで「4. 計画の期間」などについて記載しております。

次に、8ページから、第2章 地域を取り巻く斑鳩町の現状と課題では、

1. 人口や世帯の状況では、人口や世帯の推移などについて、12ページからの2. 地域福祉に関する社会資源の状況では、自治会への加入状況や小地域福祉会の状況、要介護認定者・要支援認定者の状況、障害者手帳の所持者の状況、生活保護受給者の状況などについて、17ページは、3 アンケート調査結果の概要として、(1) アンケート調査の概要、18ページからは、(2) アンケート調査の結果概要について。

そして、少し飛びまして、55ページからは、4. 地域福祉の推進に向けた課題について記載しております。

次に、57ページからは「第3章 計画の考え方」であります。この章では、62ページにかけて、本町が目指す地域福祉の姿、計画の基本理念・基本目標・体系について記載をしております。

61ページの本計画の体系でございますが、「安心して生活できる地域づくり」「地域を支えるひとづくり」「互いに支え合えるネットワークづくり」の3つの基本目標を掲げており、それぞれの目標を達成するため、22の施策の方向性を示しています。

次に資料の64ページをお願いいたします。

本計画では、安心して生活ができるためのつながりを取り戻すことを大きな目標としており、そのためには、行政サービスによる支援だけでなく、地域の一員である住民一人ひとりや、地域で活動される団体が一体となった取組みが必要となってきます。このことから、本計画では、行政による取組みだけでなく、住民のみなさん一人ひとりにできること、地域の中でできることをそれぞれの施策の方向性をお示ししております。

なお、地域福祉計画につきましては、介護・障害・子ども等の上位計画として作成されるため、64ページから81ページの項目ごとに記載をしております。「斑鳩町の取組み」内に挙げています各事業の「取組の内容」につきましては、それぞれの各種計画等で審議等行われたうえで記載しておりますのでよろしくをお願いいたします。

64ページから71ページについては、「第4章 具体的な取組み」のうち「基本目標1 安心して生活できる地域づくり」であります。本ページの(1) 親子が生活しやすいまちづくりの推進では、本町での子育てが希望や楽

しみに満ち、子どもがのびのびと健やかに成長していけるよう、子育て家庭のニーズを把握し支援を行う事業の方向性や内容などについて記載しています。

次に、資料の72ページから75ページは「基本目標2 地域を支えるひとづくり」ですが、74ページの「社会福祉協議会との協働」につきまして、社会福祉協議会は、社会福祉法において、「地域福祉を推進する中心団体」として位置づけられており、本町の地域福祉推進のパートナーとして重要な役割を担う機関であることから、町と協働して地域福祉活動を推進していくことを記載しております。また、その他の施策の方向性においても、斑鳩町の実践とあわせて、社会福祉協議会の取り組み内容について記載をしております。

次に、資料の76ページから81ページは「基本目標3 互いに支え合えるネットワークづくり」ですが、76ページの「セクションを超越した支援体制と連携体制の構築」につきまして、地域福祉の推進には、「自助」「共助」「公助」の立場にある人や組織がそれぞれの力を発揮するとともに、連携を図ることができる地域福祉のネットワークづくりが鍵となってまいります。複合的で複雑な課題を抱える人や制度の狭間にある人の支援は、ひとつの機関だけでなく、様々な機関が協働して、多角的な視点から課題を分析し、包括的に支援していくことが必要であり、制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制やその仕組みづくりについて、社会福祉協議会をはじめ、関係機関と協議を行っていくことについて記載しております。

次に資料の82ページをご覧ください。

「権利擁護事業の推進および再犯防止の推進」ですが、今回の計画に新たに記載した項目で、今後、増えていくと予想される認知症高齢者、そして、知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない方が必要な介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して自立し、尊厳ある生活を送ることができるよう、関係機関等と連携した権利擁護に取り組むことについて記載しています。

最後に、資料の84ページをご覧ください。

計画の推進体制につきましては、斑鳩町地域福祉計画推進協議会において、定期的に進捗状況の点検を行ってまいります。

また、町民の皆様方に対する周知といたしましては、町のホームページ等を通じて概要をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、第2期斑鳩町地域福祉計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 次に、（5）第9期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、（5）第9期 斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）についてご報告いたします。

はじめに、本計画の概要でございます。

まず、第9期 斑鳩町介護保険事業計画ですが、この計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本町の介護保険事業の運営方針やサービス量・事業量の見込み、また、その確保のための方策を示すものであります。斑鳩町高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、本町の高齢者福祉に関する取組みなどを定めるものでございます。

また、計画期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3か年となっております。

本計画の策定にあたりましては、在宅で介護を受けている方や、その介護者の在宅生活の実態に関することや、一般高齢者等の日常生活に関するアンケート調査、及びパブリックコメントを実施し、町民の意見の反映に努めるとともに、介護保険運営協議会において慎重にご審議いただいたところでございます。

それでは、はじめに、お手元に配布しております資料4の事業計画（案）により、計画の記載内容について、簡単にご説明をさせていただきます。

はじめに、1 ページ、第1章 計画の策定にあたってでございます。この章では、1. 計画策定の背景と趣旨、2 ページ、2. 計画の位置づけ、3 ページ、3. 計画の期間などについて記載しております。

3. 計画の期間をご覧いただきたいと思います。今回の第9期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年の令和7年、そして、さらには生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の令和22年を見据えたものとなっています。

次に、4 ページからの第2章 高齢者等の現状では、1. 高齢者等の現状 (1) 人口の推移では、人口と高齢化率の推移などについて、6 ページ (2) 世帯の状況では、一般世帯数と高齢者のいる世帯の推移などについて、7 ページでは、(3) 高齢者の就労状況について、8 ページでは、(4) 健康寿命について、9 ページでは、2 介護保険事業対象者等の状況として、(1) 要介護認定者の状況、11 ページから18 ページについては、サービス別の受給者数の状況、介護保険サービスの給付費の状況等について、19 ページからは、3 各種調査からみた高齢者の現状と課題として、(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査としてアンケート調査の結果などについて、38 ページからは、(2) 在宅介護実態調査としてアンケート調査の結果などについて記載しております。

次に、69 ページ、第3章 第8期計画の取組みの評価と課題の整理であります。この章では、86 ページにかけて、令和3年度から令和5年度までの介護保険、高齢者福祉のサービス等の実績などについて、地域包括ケアシステムの推進など、現第8期計画の施策目標ごとに、その取組み・実績及び今後の課題を記載しております。

続いて、87 ページ、第4章 計画の基本的な考え方についてであります。87 ページでは、斑鳩町が目指す高齢社会像、88 ページでは、計画の基本理念について記載しています。本計画の基本理念は、第5次斑鳩町総合計画がめざす高齢者施策の方向性及びこれまでの介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念を継承し『誰もが、健やかに、住み慣れた環境で、生き生きとした生涯を送ることができるまちづくり』としております。

次に89 ページから93 ページにかけては、施策の目標と体系について記載

しております。

後期高齢者人口の急速な増加に直面している本町において、サービスや支援を必要としている人々が地域包括ケアシステムにおける医療・介護・予防・生活支援・住まいのネットワークとつながり、その人らしい暮らしをいつまでも続けられる社会の実現をめざし、８９ページから９０ページにお示ししております。６つの施策の目標を定めています。

次に、９７ページから１５３ページまでの、第５章 計画の具体的な取組みでは、施策の目標ごとに、その主な取組内容や今後の方針について記載しております。

次に、１５５ページからの、第６章 第９期介護保険事業のサービス量等の見込みであります。この章は、令和６年度から令和８年度までの介護保険サービス量等を推計し、取りまとめたものでございます。

まず、１５６ページから１５７ページでございますが、被保険者数の推移、１５８ページでは要支援・要介護認定者数の将来推計について、令和６年度から令和８年度の今後３年間、令和１２年度及び令和２７年度の推計をまとめたものでございます。

次に１５９ページでは、第９期計画期間中の今後３年間及び令和１２年度、令和２７年度における介護予防サービスの種類ごとの見込量、１６０ページから１６１ページでは、介護サービスの見込量を取りまとめたものでございます。

また、１６２ページでは、地域支援事業の各種サービス・事業の見込額を取りまとめております。

１６３ページから１６４ページでは、第９期介護保険事業に関する費用として、総給付費の見込額等を取りまとめ、給付にかかる標準給付費の見込額は、１６３ページ中段の（２）のとおりとなっております。でございます。

最後に、１６５ページでございますが、第７章 計画の推進に向けてとして、この計画の推進体制と計画の進捗管理体制について記載をしております。

第９期 斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉（案）の概要は以上のとおりでございます。

今後の高齢者福祉、介護保険の取組みについては、この計画を基に推進する

こととなりますが、いっそう、被保険者への円滑なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、町民の皆様方に対する周知といたしましては、町のホームページ等を通じて概要をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、第9期 斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 次に（6）第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画（案）について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは（6）第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画（案）について報告いたします。

両計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る、令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけております。

策定にあたって、奈良県障害者計画並びに斑鳩町総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図っており、現在の計画が本年度末で計画期間満了となることから、令和6年度から3か年を計画期間として作成するものでございます。

本計画の作成にあたりましては、障害のある人を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、これまでの各種福祉サービスの実績等をふまえ、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会において慎重にご審議をいただき取り

まとめをさせていただいたものでございます。

それでは、お手元に配布をしております資料5の表紙をめくっていただきまして、目次により計画の概要について説明をさせていただきます。

はじめに、第1章 計画策定にあたってとして、1 計画策定の背景と趣旨、2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について、3 計画の位置づけ、4 計画の対象、5 計画の期間、6 計画の策定体制について記載しております。

次に、第2章 障害のある人を取り巻く概況としまして、1 障害のある人の現況、2 障害のある子どもの現況、3 町などが行う障害者の事業の状況、4 保健サービスの状況、5 アンケート調査からみえる現状、6 障害者（児）を取り巻く課題を記載しております。

次に、第3章 計画の基本的な考え方についてとして、1 基本理念、2 障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方について記載しております。

次に、第4章 障害者（児）福祉サービスの見込では、1 成果目標と活動指標、2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み、3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み、4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込みについて記載しております。

次に、第5章 計画の推進では、1 計画の推進、2 計画の進行管理について、また、最後に資料編として、計画の策定の経過等について記載をしております。

内容の詳細は、後ほどご覧いただけたらと思いますが、計画の基本的な考え方や成果目標等についての概略、特徴的な箇所のみ簡単に説明をさせていただきます。

はじめに、1 ページ、第1章 計画の策定にあたってでございます。この章では1. 計画策定の背景と趣旨、2 ページで2. 障害者支援に関する近年の国の政策動向について、6 ページで3. 計画の位置づけ、7 ページで5. 計画の期間などについて記載しております。

次に、9 ページからの、第2章 障害のある人を取り巻く概況では、1 障害のある人の概況では、人口や障害者手帳の所持者数の推移、身体障害者・知的障害者・精神障害者の状況などについて、15 ページからの2 障害のある

子どもの現況では、特別支援学級・特別支援学校の状況、療育教室の利用状況などについて、17ページからの3 町などが行う障害者の事業の状況では、重度心身障害者等福祉年金の支給などについて、19ページからの4 保健サービスの状況では、母子保健事業などについて、21ページからは、5 アンケート調査からみえる現状として、アンケート調査の結果概要などについて記載をしております。

次に、資料の48ページをお願いいたします。

第3章 計画の基本的な考え方についてですが、前計画の基本理念を踏襲するとともに、総合計画のめざす将来像や、すべての住民誰もが、支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、ともに支え合う地域共生社会の考え方を踏まえ、『ふれあいと支えあいの“わ”を広げ、ともに生きるまち斑鳩』を基本理念に掲げております。また、49ページにおいて、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項について記載をしております。

次に、50ページから58ページにおきましては、第4章 障害者（児）福祉サービスの見込であります。1 成果目標と活動指標では、（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行、（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、（3）地域生活支援拠点等の充実、（4）福祉施設から一般就労への移行等、（5）障害児支援の提供体制の整備等、（6）相談支援体制の充実・強化等、（7）障害福祉サービス等の質の向上について、障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援の提供、効果的な就労支援や障害者（児）のニーズを踏まえたきめ細やかな対応を行うため、令和8年度を目標年度とした成果目標と成果目標を達成するための活動指標を設定しておりますが、これらの活動指標、目標値、考え方等においては、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し設定をしております。

次に、59ページから64ページでは、障害福祉サービスの利用状況と利用見込みについて記載しています。（1）訪問系サービス、（2）日中活動系サービス、（3）居住系サービス、（4）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援、（5）相談支援事業に分類し記載しており、特に61ページの就労継

続支援（B型）サービスにおきまして、利用者数、利用日数が増加の傾向にございます。

次に、64ページから71ページでは、地域生活支援事業の利用状況と利用見込みについて記載しています。（1）理解促進啓発事業、（2）自発的活動事業、（3）意思疎通支援事業、（4）日常生活用具給付等事業、（5）移動支援事業（6）地域活動支援センター事業、（7）成年後見制度利用支援事業、（8）手話奉仕員養成研修事業、（9）声の広報、（10）自動車運転免許助成事業、（11）重度身体障害者自動車改造費助成事業、（12）更生訓練費の給付（13）日中一時支援事業、（14）訪問入浴事業、（15）療育教室の開催、（16）福祉ホーム利用支援事業に分類し記載しており、特に、66ページの（5）移動支援事業、70ページの（13）日中一時支援事業につきましては、令和6年度以降、利用者数、利用日数が増加傾向にあると見込んでおります。

次に、72ページから73ページでは、障害児福祉サービスの利用状況と利用見込みについて記載しています。各サービスにおける必要な量の見込み、見込み量確保の方策を記載しておりますが、①必要な量の見込みで、上から3番目の「放課後等デイサービス」において、特に、近年利用が増えてきており、令和6年度以降も、利用者数、利用日数が増加傾向にあると見込んでおります。

最後に、資料の74ページをご覧ください。

計画の推進体制につきましては、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会で計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めてまいります。また、西和7町障害者等支援協議会でも、計画の進捗状況の報告等を行ってまいります。

なお、町民の皆様方に対する周知といたしましては、町のホームページ等を通じて概要をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

次に、(7)第2期データヘルス計画・第4期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)について、理事者の報告を求めます。

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、(7)第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)について、ご説明申しあげます。

はじめに、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画は、それぞれ別の計画として策定しておりましたが、共に、国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に資することを目的に、保険者が効果的、効率的な保健事業を実施するため、特定健康診査や特定保健指導の結果や、レセプトデータ等の情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用し、より健康課題に対応した効果的な保健事業を実施するためのもので、計画期間が同じものでありますことから、今回、ひとつの計画として策定したものでございます。

データヘルス計画では、国民健康保険の被保険者から得られます健康に関するデータを分析し、その中から健康に関する課題を整理し、それらに関わる取組みとして、個別の保健事業として事業を展開していくものでございます。

その中で、特定健康診査や特定保健指導は、特に高齢化が急速に進展し、生活スタイルが変化するなかで、生活習慣病への罹患の割合が増加し、医療費に占める割合も増加していることから、こうした生活習慣の改善による生活習慣病の発症、重症化を予防する対策を進めることで、生活の質の維持、向上を図りながら、医療費の伸びを抑制し、誰もが安心して受けることができる医療制度を実現していこうとするものとして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することされ、特定健康診査等実施計画として位置づけているところでございます。

それでは計画の概要につきまして、資料6の目次に沿いまして説明をさせて

いただきます。

はじめに、1から2ページにつきましては、I 基本的事項としまして、計画の趣旨に関する事、計画期間に関する事、実施体制・関連計画との連携に関する事、共通指標に関する事について、それぞれ記載しております。

次に、3ページから11ページにつきましては、II 現状の整理としまして、国保情報データベースを活用し、被保険者の健康状況などの情報を整理し、比較した内容などを記載しております。

次に、12ページから14ページにつきましては、III 計画全体としまして、現状の整理から見られます、課題の整理に関する事と、その課題を解決していくための、目的・目標に関する事を記載しております。

次に、15ページから23ページにつきましては、目的・目標を達成するための事業といたしまして、IV 個別保健事業としまして、特定健康診査実施率向上対策事業、特定保健指導事業、糖尿病性腎症重症化予防対策事業、生活習慣病受診勧奨推進事業、重複多剤・併用禁忌投薬対策事業、後発医薬品使用促進事業、がん検診（受診率向上対策事業）、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業の、8つの事業について、それぞれ、実施目的、実施内容、評価指標を記載しております。

次に、24ページから32ページにつきましては、V 斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画としまして、計画の趣旨・背景等に関する事、特定健康診査及び特定保健指導の基本的考え方に関する事、特定健康診査等の実施目標について、特定健康診査等実施対象者について、特定健康診査等の実施方法について、特定保健指導対象者の重点化について、実施に関する年間スケジュールについて、特定健康診査等の円滑な実施について、それぞれ内容を記載しております。

最後に、33から34ページにつきましては、VI その他としまして、計画の評価・見直しに関する事、計画の公表・周知に関する事、個人情報の取扱いに関する事、地域包括ケアに係る取組みに関する事について、それぞれ記載しております。

内容の詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思いますが、本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間でございまして、中間年

度で各事業の実施状況などについて中間評価を行い、改善を図っていくものとしております。

以上で、第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 これはやっぱり国民健康保険の加入者、被保険者対象の健康診査やな。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 今、申しあげました特定健康診査というのは、各保険者が実施するものですので、斑鳩町の場合は、斑鳩町の国民健康保険の方が対象になります。

議長 なんか、町民対象の健康診査っていうか、診断っていうか、なんかあったな過去に。町民やったら誰でもええでっていうのあるな。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 この特定健康診査が始まる前は、基本健康診査という形での健診というのがございましたが、健康診査のほうが各保険者のほうで実施していくことになりましたので、特定健康診査のほうは、国保の加入者の方が対象となっております。がん検診とかに関しては、町民の方は受けていただけるというものになっております。

議長 各保険者がしやなあかんから、前までは町民全員を対象にしていた健康診査って言うんか、診断があったけど、それはなくなって社会保険は社会保険でしなさい、国民健康保険は国民健康保険でしなさい、に変わったから、住民全体を対象にした健康診断はもうなくなったっていうことやな。そういうことや

ろ。

住民生活 各保険者ごとに実施していただくことになりますので。

部次長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

北住民生活部次長。

住民生活 健康対策課より、斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口について
部次長 ご報告させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種をすみやかに行えるよう、令和3年3月15日に開設いたしました、斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口につきましては、令和6年度から定期接種に位置づけられることから、令和6年3月末をもちまして閉鎖し、4月1日以降は、斑鳩町保健センターにおいて対応してまいります。

3月15日号の広報お知らせ版に掲載するとともに、ホームページについても周知してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口についてのご報告とさせていただきます。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 それでは、環境対策課のほうから、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害
課長 賠償請求について、ご説明させていただきます。

去る令和5年7月18日（火）午後0時30分頃、収集委託業者に貸与しております町所有塵芥収集車2台が、枝葉・草類の収集後、町最終処分場への搬入作業等で走行していましたところ、山中町道にて、突然エンジンストールに

より停止するという事案が発生いたしました。

突然のエンジンストールの原因等を調べるため、ディーラーであるいすゞ自動車にて原因究明を行ったところ、燃料ポンプの異常によるものと考えられ、エンジンの積替えが必要であるとの回答があり、収集業務への影響も懸念されますことから、予備費により緊急修繕を行ったところであります。

また、いすゞ自動車からは、燃料に燃料成分と異なる成分が含まれていた場合、今回のようなエンジンストールが生じることがあるとのことでございました。

今回、同じような時間・場所において、2台とも同じ症状にてエンジンが停止するということや、2台とも同じ日に同じ給油所で燃料を給油していたという不審な点がありましたことから、8月8日、軽油取引税を所管する奈良県中南和県税事務所に、給油した燃料の成分分析調査を依頼いたしました。

町職員立ち合いの下、エンジンストールを起こしました車両2台の燃料を県税事務所に引き渡し、検査機関であります一般社団法人日本海事検定協会において、成分分析検査を実施されました。

その後、10月18日に県中南和県税事務所長から回答されました、軽油成分分析検査結果の報告書には、灯油留分が80%含まれていると判断されたとの内容記載がございました。

また、いすゞ自動車から提出をいただきましたエンジンストールに関する調査報告書には、エンジンストールの原因は、サプライポンプの焼き付けによる燃料圧送不能と判断し、このサプライポンプの焼き付けの原因として、エンジン内部の各摺動部位に焼き付けや摩耗が認められたこと、同時回収された燃料の潤滑性状が灯油相当に低かったこと、燃料にクマリンの反応が認められたことから、燃料の潤滑性状不良と判断しますとの内容でございました。

これらの検査結果や報告書などの提出を受け、顧問弁護士等とも相談する中、今回のエンジンストールの原因は、燃料によるものであることから、燃料を給油（確認済）した斑鳩町目安3丁目に所在する有限会社マツヤ石油に対し、塵芥収集車2台のエンジン積替え費用として429万円、レッカー代として8万8千円を合わせました、計437万8千円の損害賠償請求を行うことといたしましたのでご報告を申し上げます。

なお、本事案につきましては、訴訟を念頭に慎重に調査してきましたことから、報告のほうに現在に至りましたことにつきまして、ご理解をお願い申し上げます。

以上、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求についてのご報告とさせていただきます。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 その今の説明の損害賠償請求はいつしはるの。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 本日、この委員会のほうでご報告をさせていただいたことから、早急に請求書を送付させていただきたいと考えております。

委員長 濱委員。

濱委員 すみません、その公用で使う車というのは、決まったガソリンスタンドっていいのか、そこに行くのと違うんですか、毎回。そこは初めてですか。なぜそういうことになったんですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 今回、この案件の収集車につきましては、町の所有車両でございしますが、収集委託業者に貸与している車両でありまして、給油所につきましては、委託業者のほうで選定をされているものでございます。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。
4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。
宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと2、3聞きたいんですけど、ひとつは東憩の家かな、あそこのお風呂の排水溝のところのタイルが浮いているということで、住民さんのほうからクレーム入ったんで、その辺確認していただきます。
もうひとつは、肺炎球菌ワクチンかな。何パーセントぐらい、対象者の人で何パーセント打っておられるか、今わかったらいいし、もし今、資料がなかったら後日でも結構なんで、また連絡いただけますか、以上です。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 今、ご指摘いただきました、東老人憩の家の排水溝のタイルにつきまして、至急に確認し対応してまいりたいと思います。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 今、ご質問の高齢者の肺炎球菌ワクチンの、今、手元に持ってますのが、この12月末の定期接種にかかる方の接種率につきましては10.1%となっております。斑鳩町の方では、定期接種以外にも、対象の方には任意接種という形でも対応させていただいているところです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後4時41分 閉会)